

地区計画が決まると

①

地区計画が決まると、新築・増改築や塀の建て替え等をする場合、事前に町に届け出るようになります。

②

町は、届けられた建築計画等について、地区計画の内容に合っているかどうかチェックします。

③

町はチェックの結果を通知します。

④

地区計画の内容に適合している場合は、建築確認申請などの通常の手続きをしたうえで、建築等の工事に入ります。
(かき・さくの工事など建築確認申請を必要としない場合は、そのまま工事に入れます。)

なお、地区計画の内容に適合しない場合については、設計変更していただくなどの指導をしますが、それでも是正しない場合、勧告することになります。(届け出や制限事項に違反すると罰金などの罰則を受けることになります。)

ただし、地区計画が定められた時に、現在の住宅・塀などがその内容に適合しない場合、今すぐに改善しなければならないということではありません。建て替えやつくり替える際に、地区計画の内容に適合させることが必要となります。

地区計画が決まった場合の 届け出の手続き

